

白馬村公共下水道受益者負担に関する条例等の改正内容説明会（要旨）

日 時 平成29年2月23日 午後7時～午後8時45分
場 所 農業体験実習館
出席者 下川村長 太田副村長 山岸上下水道課長
出席者 18名（村民7名、議会議員7名、役場職員4名）
報 道 3社（信濃毎日新聞、大糸タイムス、ユーテレ白馬）

開会（副村長）

足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、これより白馬村公共下水道受益者負担に関する条例等の改正内容説明会を開催いたします。

あいさつ（村長）

みさなん、あらためましてこんばんは。足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。

本日は公共下水道受益者負担に関する条例等の改正内容の説明会の開催を致しました。若干時間の制限がある中ではございますがよろしく願いをいたします。今回の説明会は昨年12月の定例会の時に可決されました下水道事業の受益者負担金の条例の一部を改正いたしました内容について説明をさせていただくための開催であります。

平成6年度から受益者負担金の賦課徴収を行ってきたところであります。この受益者負担金につきましては下水道に接続するか否かを問わず、賦課する負担金であります。下水道受益者負担金の制度自体に対する住民への理解が得られなかったことや、事情により結果受益者負担金の未納につながるといった状況になりました。当時の下水道課では、受益者負担金の未納をなんとか回収しなければならないという思いから、賦課する対象地についての検討を行いました。その結果、加入分担金の制度を平成13年度に制定を致しました。この、加入分担金制度は受益者負担金を3年以上

支払っていない土地や、平成13年4月1日以降に受益者負担金になる区域内の1,000㎡以上のグラウンド、テニスコートなどの社会体育施設、山林原野といった土地を対象にしたものであります。この負担金の制度によりまして下水道を利用できる排水区域内の土地に受益者負担金の他に加入分担金ができただけ、あとになって土地を所有する方をはじめ担当課の職員もどちらを賦課してよいのか現場で混乱が生じている状況となりました。今回の改正ではこの加入分担金制度の廃止が条例改正に連動しております。このあと担当から今までの下水道事業の経緯を含めて条例改正の内容をご説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

簡単ではございますけれども開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願

いいいたします。

上下水道課長 初めに確認したい事項がある。本日は報道が3社入っている。最後まで取材するが異議ないか。

(参加者から異議ある旨の発言なし)

上下水道課長 異議意見はないので、よろしく願います。

それでは説明に移る。け水道整備の経緯も含めて説明する。白馬村の公共下水道事業については村長のあいさつにもあったが昭和54年から基本計画の策定を始め、昭和59年に下水道整備に関するアンケート調査を実施し、80%の村民が「豊かな自然を守り、衛生的な文化生活を営むための下水道整備」を望んでいるとの結果を受け、昭和63年に公共下水道事業計画を策定し、平成元年度から国の事業認可を受け下水道の整備を開始した。大出地籍の姫川端に終末処理場、白馬村浄化センターを建設し、大出・白馬町から下水道管の整備を行ない、平成5年8月に一部地域の下水道の供用を開始した。以降、第1期計画、第2期計画、第3期計画と下水道管の布設工事を村内に広めていった。下水道管の布設工事を実施する前に各地区において事業説明会を開催し、事業内容・下水道使用料金・受益者負担金に関する説明を行ってきた。

ここで下水道受益者負担金について説明する。平成4年度において、都市計画法第75条に規定する「受益者負担金」の単価を1㎡あたり900円に決定し、平成6年度から受益者負担金の賦課・徴収を開始した。受益者負担金の賦課を行なう前段として資料に記載の①から⑥までの手順で受益地となる土地の確認を行なった。なお①から⑥の内容説明については割愛する。この様な手順で事務を行ってきたが、公図を基に対象地の把握を行なったため、公図混乱区域、公図の縮尺が1200分の1の区域では、現地の把握が困難な区域が存在したため事務処理も困難を極めた。受益者負担金を賦課して5年目となる第2期計画の終了年度である平成10年度末の受益者負担金の未納額は4,580万円余りとなり、平成12年度末では8,740万円余りの金額となった。この様な状況の中、当時の担当課では多額の未収金を何とかしなければならぬとして受益地の賦課方法について検討を行ない、結果、下水道に接続する際に徴収する「加入分担金」制度を制定するため、関連する条例規則の改正を行ない、平成13年4月1日から施行しました。この制度は、①施行日以降に受益者負担金を賦課する区域内の建物の無い1,000㎡を超える社会体育施設(グラウンド、テニスコート、運動場等)、山林、原野について受益者負担金に替えて加入分担金を下水道加入時に賦課徴収する。②下水道に接続していない土地で受益者負担金を全部未

納を含み3年以上支払っていないときは受益者負担金に替えて加入分
担金を下水道加入時に賦課徴収する。③加入分担金の未納者には下水道
への接続を認めない。④加入分担金の単価は1,350円といった制度
でした。

下水道が使用できる区域、以下「排水区域」と言いますがその中に、
受益者負担金に加え加入分担金という分担金があったことから、土地を
所有する方、土地を転売等により取得された方、事務を担当する担当課
の職員にも、受益者負担金を納めていただく土地なのか加入分担金を納
めていただく土地なのかといった混乱が生じ、誤った賦課をするケース
や、土地を転売によって取得した方の一部には1,350円といった単
価について理解が得られず、理解を得るために担当者が苦慮するケース
もあった。また、下水道を使用できない区域、以下「排水区域外」と言
いますが、排水区域外から下水道を利用するための「区域外流入分担金」
といった制度もあることから、公共下水道に関して3つの負担金・分担
金が存在する状況となった。

今回改正する内容を説明する。1番目として加入分担金制度を廃止す
る。改正前の排水区域内には、“受益者負担金”、“加入分担金”という
2つの制度が存在し、先ほども述べたが土地を所有される方をはじめ担
当課職員にも解りにくく土地所有者に理解を得るのに苦労していたこ
と、日本下水道事業団による外部評価結果も踏まえ、2つの制度を簡素
化し解りやすくするため、今回加入分担金の廃止を伴う条例の改正等
を行い、本年4月1日から加入分担金制度を廃止し、排水区域内は受益者
負担金のみとする。

2番目として、これにあわせて排水区域の見直しを行なう。白馬村が
公共下水道事業に着手した頃は、都市部での事業実施が主で白馬村の様
な地方都市では実施が殆どない状態であったことから、都市部の例を参
考に下水道管が埋められる道路に接する土地はすべて排水区域とした。
現在では、山林・原野等家を建てる計画の無い土地を排水区域外とす
ることが全国的な傾向となっている。以上のことから、白馬村でも排水区
域の見直しを行なうこととした。その内容は、平成13年4月1日以降
に加入分担金の対象地とした土地は、下水道が使用できるようになって
から10年以上経過した現在でも当時と同じ状態であることから、排水
区域から外すよう事務を進めており、この土地に家を建てる際には区域
外流入分担金を納付していただくこととした。区域外流入分担金の単価
は1㎡あたり900円。

なお、受益者負担金を現に賦課し、受益者負担金を3年以上支払ってい

なく加入分担金に賦課を替えた土地については、一度受益者負担金を賦課した経過があることから排水区域内のままとする。

続いてその他の関係を説明する。下水道が使用できる区域の中の農地については、受益者負担金の徴収を猶予してきた。徴収猶予している農地については、今回の排水区域の見直しの対象地とはせずに、この取り扱いを今後も継続する。これは、今回の改正で徴収猶予規定の改正を行なわなかったことによる。その様なことから、徴収猶予となっている農地を所有される方については、引き続き徴収猶予の更新申請を行なっていただく。

最後になるが、今回、加入分担金を廃止したことにより損失が発生する。これは、条例第11条に規定する受益者負担金を3年以上支払っていない土地で加入分担金に賦課を替えた土地については改めて受益者負担金を賦課することは2度目の賦課となり、かつ既に時効となっている土地もある。その金額は7,802万8,050円になる。説明は以上です。

質疑応答

村民A 村長が今まで負担金のことを引きずってきて改正したことに納得いかない。

この改正によって今まで徴収した受益者負担金について、一旦全額返金してから再度徴収するなら良いが、1億なのか5億なのか解らない損害を出すような村政では困る。

村長は、村議会議員を3期務め村長に就任したので期待していた。それを改正によって葬ってしまってどうなるのか。村議会議員もおかしい。これで村をまとめていくのはまずいと思う。真面目に払った人が馬鹿を見る白馬村はおかしい。

村長 只今の発言はその通りだと思う。しかし、下水道事業を正常に戻していくためにはこの方法しかないという判断で今回条例改正を行った。「一旦返金して再度賦課徴収すればどうか」と言われたが、過去に開催した受益者負担金事務改善報告書に関する説明会でもお答えした経緯があるが、それはできない。今まで下水道問題には何人もが携わってきた。これからスムーズな下水道事業を運営していくためには条例改正を行ってシンプルにして進めていく方法しかないという考えから、今回の条例改正を行った。

不公平感はいなめない事実であるが、行政として改正に向けて進めてきたものである。発言の意味は十分理解する。

村A 受益者分担金も高い。豊科は当時360円/m²だった。白馬村は900円/m²で3倍ではないか。白馬村は高すぎる。地域の差でその様になったのかもしれないが。白馬村はお金があって良いねと言われた。

村長 受益者負担金が高いという意見は、私もお聞きしている。当時はオリンピックに向け全村を下水道区域として進めてきた。面積等を基にして算出し検討した結果900円/㎡となった。

村民A 時効となった金額が4億とか5億とかと出ていたが、闇に葬ってしまうということか。

村長 先ほどからお答えしているが、このままでは何もならないということで改正をした。他にやりようがなかった。

村民A 「他にやりようがない」と言うのであれば、一旦全員に返金して900円/㎡から1,800円/㎡に変えて徴収するとかすれば良いではないか。

村長 それができれば良いが、できないということで皆さんへ説明している。

村民A それは、やる気が無いということではないか。そして改正を承認した村議会議員もおかしいじゃないか。

上下水道課長 “受益者負担金を一旦返金し再度徴収する”という意見については、過去に開催された受益者負担金事務改善報告書の住民説明会の折にも同じ意見があった。村としては受益者負担に関する条例に基づいてこれまで賦課、徴収をしてきたことから返金することは適当でないという判断をした経過がある。この様な判断を踏まえ説明している。

村民A それならば、なぜ改正する前に村民に説明をしなかったのか。改正してから説明したってダメじゃないか。

村議会議員にだけ聞いて改正するのではなく、村民の知恵をいただいて改正すべきではないか。

上下水道課長 改正条例の施行は4月1日。その前に説明をさせていただいている。

副村長 時効問題等による不公平感については重々承知している。

村民も含め、受益者負担金を支払われた方々が不公平感を抱いていることは、前回の時効問題の時も同じであった。これを解決するためにはこれしかないということでご理解をいただきたい。可能ならば全額返金し再賦課ができれば良いが、当時賦課した方が亡くなっている等の理由によりそれが難しい。

村民B 説明を聞いたが条例改正の意図が解らない。受益者負担金と加入分担金の2つの制度があることは解ったが、2つの制度により混乱が生じたため簡略化するというだけの説明では村民は納得できないと思う。

平成13年に加入分担金制度を制定した時点で、2つの制度を運用することにより混乱が生じることを予測すべきだった。

受益者負担金の不納欠損が判明し大騒ぎになって、今頃になって制度を簡略するために加入分担金制度を廃止するということについて、制度の簡素化という説明だけでは村民に納得されないのではないか。

次に、受益者負担金の見直しの話があった※1。これは白馬村が下水道整備

を始めた時から、宿泊施設等では既に浄化槽設備を所有していた。その様なところに900円/㎡(受益者負担金)を賦課しても、納付できないとなるのは当たり前である。

私の住んでいる地区は公共下水道ではなく、開発業者が下水道を整備した。そのため公共下水道に関する負担金等は払っていない。

公共下水道になった場合を仮定し、受益者負担金を自所地の面積で計算すると400万円以上になる。下水道に接続するためにその様な多額の負担金を払う人はいない。

言いたいことは、受益者負担金の900円/㎡が高いということ。公共下水道の受益者負担金の根拠は都市計画法。排水区域内に土地があるだけで支払えという趣旨。下水道が使用できることにより利便性が向上し地価が上がるだろうという期待。確かに利便性は向上するだろうが、すでに浄化槽を整備している者にとっては利便性が向上するわけではない。下水道整備により白馬村の地下が向上したということもない。

900円/㎡という単価を改めるとするのは難しいかもしれないが、何とかして900円/㎡という単価を下げる検討をすべきと思う。

上下水道課長 平成13年に加入分担金制度を導入した時点で「混乱することは予想できたのではないか」という意見をいただいた。

当時の担当課とすれば、増え続ける受益者負担金の未納額を何とか解消したいという思いから、受益者負担金を3年以上未納にしている土地については受益者負担金から加入分担金に切替えて、下水道接続時に負担金を徴収することで公平を図りたいという考えであったと思う。土地所有者が、未来永劫同一人であれば別だが、土地の転売等により所有者が変われば受益者負担金ではなく、なぜ加入分担金なのかといったことも単価も含めて問題となり、担当が対象者に理由を説明してもなかなか理解されなかったということもあったと聞いている。

なぜそのようなことになってしまったかということ踏まえて、今回の改正により受益者負担金一本にさせていただく。

次に受益者負担金の単価が高いということについてだが、これは末端管渠費を受益地の面積で割り返して単価を算出した。当時、最初に計算した時点では900円/㎡ではなく、1,200円/㎡を超える金額になった。そこで政治的な判断もあったと思うが、900円/㎡という単価が設定された。また、当時はこの受益者負担金の単価については国と協議するといったことをしながら決定したとも聞いている。ちなみに900円/㎡という単価は、長野県内では高い方から3番目の金額となっている。この順位は統計として数年来変わっていない。公共下水道につ

きましては整備する時代から整備したものを維持管理していく時代に
移ったということから、新たに受益者負担金を設定するといった市町村
が県内では見受けられないことからだと思ふ。

また、当時は“1平方メートルあたりいくら”という受益者負担金の
単価の設定が主流だったが、“1戸あたりいくら”という単価の設定を
しているところ、平方メートル単価と1戸単価を併用し受益者負担金を
算出する市町村も出てきている。受益者負担金の単価の設定について近
年は、3つのパターンがある。白馬村が下水道事業を開始した当時は平
方メートル単価方式が主流で、その方式に従った。当初の単価から900
円/m²まで下げたという言い方は失礼かと思うが、900円/m²とい
う単価を設定した。村の財政が豊かであれば別だったかもしれないが、
その前の国体開催等で多額の金を使い財政的に非常に厳しい状況であ
ったことから900円/m²までしか下げられなかったと思われる。

下水道事業の整備については、財政的な問題もあり事業を休止してい
る。よって、白馬村も下水道整備から維持管理を行なっている状況が続
いている。900円/m²というのは設定した単価であり、今後、仮に新
たな整備するならば、同じ単価でお願いをしていくことになろうかと思
う。

村民B 今の説明は負担金を徴収する側の論理。自所地で試算すると400万円以上
の受益者負担金を納めなければならなくなる。何のために多額の金を払わな
ければいけないのか。白馬村に移住する前は横浜に住んでいたが受益者負担金は
払ったことが無い。徴収する側の論理ではなくて、負担金を納める側の身にな
ってものを考えないと難しいと思ふ。

次に、平成13年に条例改正したときに違法性があるという認識を当時の担
当者は持っていたはずである。2つの制度が複雑化して混乱しているというだ
けでは村民は納得しないと思ふ。

加入分担金の単価は1,350円/m²で、受益者負担金の900円の1.5
倍ではないか。その様な単価の設定は、払う側からすれば納得いかない。そう
いうことを先行き考えていただきたいと思ふ。

上下水道課長 私は行政の立場で説明しているが、私も受益者負担金を支払った立場
の人間なので言っていることは重々理解する。

単価の件については、ご意見として頂戴する。

村民C 本日の出席者は、私の知っている者のみで、村民の出席が非常に少ないと思
う。

そこで、課長に形式的な質問をするが、なぜ参加者が少ないと思ふか。多い
とは思えない。何が原因で少ないと思ふか。

上下水道課長 参加者が少ない理由としては冬の営業期間中ということもある。営業期間中であることも加味した、平日、勤めている者も出席いただける時間帯に、説明会の時間を設定した。

村民C 確信に触れていないと思う。行政は“何が何でも住民に伝えたい”という本気があるのか。私は非常に疑わしいと思う。“これだけは住民に伝えたい”と本気で考えているならば、この様な開催は無いと思う。私は、説明会が開催されることをたまたま聞いていたのでインターネットで調べた。結果、2月14日発で今日の説明会の件が掲載されていた。紙媒体での周知はしたのか。

上下水道課長 紙媒体としては、2月16日の新聞折り込みを行った。

村民C 広報はくばに掲載したか。

上下水道課長 時間的なことから、原稿の締切に間に合わず広報はくばには掲載できなかった。紙媒体では新聞折込という手法とした。

村民C 紙媒体でなければ知ることのできない者がたくさんいる。私はコンピューターを使えるので知ることができた。年配者はコンピューターを使えない者の方が多いのではないか。紙媒体での周知は絶対必要である。紙媒体で周知しても集まらないとなると、別の原因を考えなければいけない。周知方法についてお聞きするが、身体障害者に対する特別な周知方法を行なったか。

上下水道課長 行政無線とデータ放送の音声放送と文字放送を並行して実施した。

村民C 私の把握している限り、身体障害者に対する周知が欠けている。今日の参加者には身体障害者が一人もいない。これは、自然に差別をしていることになる。説明会を実施すること自体がおこがましいということになってしまう。車いすの者も参加しようと思えば参加できるようにしなければならないが、今回は、冬期なので難しいとは思う。しかし何らかの方法を行なわなければ、“知らせたい、知ってもらいたい”という意欲が伝わらない。この説明会は26日にも開催されるが、26日には身体障害者も参加できるように要約筆記を行なうことを約束していただきたい。

また、記録としての録音も行っていない。後日、言った言わないになってしまう。

上下水道課長 要約筆記については、時間的な制約もあるが可能な限り努力する。

村民C 言った言わないとならないためにもぜひ行っていただきたい。以上が形式的な問題。

次はもっと重大だが、今月配布された“議会だより”の3ページに「加入分担金制度導入は違法であったか」という問いに対し、「行政法的に違法性の虞（おそれ）がある」との答えが掲載されている。今回の加入分担金徴収規則の廃止は、「加入分担金徴収規則の導入自体に違法性があったから廃止した」ということになると思う。

村長にお聞きするが、加入分担金制度の導入の違法性を認めたのは私が知る限りこれは初めてである。公式に行政が発した発言である。私は今まで何回も違法性について述べてきたがまともに答えてくれたことは一度もない。一審判決は分担金徴収規則は合法との判決が出ている。これは一審の判決と矛盾する。“矛盾したって良い、行政は行政の考えで行っている”と言われるかもしれない。後ほど意見をお聞きするが、もし裁判は裁判とするならば、なぜ控訴審に条例の一部改正案を提出し裁判所の判断を仰ぐという馬鹿なことをしたのか。こんな矛盾した話は無い。裁判と行政は直接関係ないと言うのなら、一貫して裁判はどういう結果になろうが行政は関係なく条例を一部改正し加入分担金徴収規則を廃止するというなら理解する。しかし、前回の公判で条例の一部改正案が裁判所に提出された。私は驚いた。条例の一部改正案の提出は予定されていなかった。それ以上に私が疑問に思ったのは、裁判と行政とは直接関係ないとしながら、なぜ裁判所に判断を仰いだのか。以上のことについて村長にお聞きする。

村長 裁判に関することで質問をいただいているが、今日は受益者負担金に関する条例等の改正についての説明を行っている。違法性を認めたということについては、平成26年5月に下水道受益者負担金事務改善報告書について、3会場で説明会を開催した。また、日本下水道事業団研修センターの専門家に下水道事業の条例規則について意見を聞いたところ“虞（おそれ）”があるという回答（所見）があり、議論を重ね今回の条例改正に至った。裁判に関することは、この場での議論にはならないと思うので是非ご理解いただきたい。

村民C 裁判に関しては、本説明会に出席している者は余り関心が無いと思う。
もう一点、大事な点をお伺いするが、村長は加入分担金徴収規則を廃止すると言っている。加入分担金徴収規則は、法律に照らし合わせると違法であるから廃止するという考えか。

村長 ご質問については、以前から再三申し上げているが、先ほどの担当課長の説明でも加入分担金、受益者負担金の2つの制度が存在したことにより混乱していると。これから下水道事業を推進していくためには、受益者負担金のみにして下水道事業を運営していく方向が、一番良いと考え条例改正をした。先ほども申しあげたとおり、日本下水道事業団研修センターの専門家に意見を求めたところ、法に抵触する虞（おそれ）があるといった意見があったことも事実だが、複雑な条例ではなく受益者負担金のみにした方が良いということは再三申し上げてきた。

村民C では端的にお聞きする。村長は、加入分担金徴収規則を違法だとお考えか。
村長 このことについては係争中であることから発言は控えさせていただくが、先ほど申しあげたとおり下水道事業を推進していくためには受益者負担金のみにした方が良いという点をご理解をいただきたい。

村民C その回答は理解できない。今月配布された議会だよりには、「加入分担金制度導入は違法であったか」という問いに対し、「行政法的に違法性の虞（おそれ）がある」との答えが掲載されている。これは違法と言ったのと同じである。

副村長 議会だよりにあるとおり、“虞（おそれ）がある”ということ。“虞（おそれ）”という言葉が何を意味するかは微妙なところではあるが、虞（おそれ）があるということ、そしてこのままの状態では下水道事業を行うのはよろしくないという判断の元である。

村民C “虞（おそれ）がある”ということは、ほぼ違法と断定して良いと思う。断定しないのは典型的な日本人の言い方。“違法だと言っている”と言い換えても同じだと思う。そうではないか。違いますか。

副村長 違います。

村民C それは言葉にこだわりすぎ。“虞（おそれ）がある”というのは、時には違法で無い可能性もあると。しかし、日本下水道事業団研修センターの専門家は、議員勉強会の際にはっきりと違法だと発言している。以前の勉強会の時には“虞（おそれ）がある”としたのは、いきなり違法と断定するのを避けただけで違法と同じであると伝えた。その証拠に2回目（平成28年11月13日）の勉強会でははっきり断定している。はっきり言わないといけなかったから日本下水道事業団研修センターの専門家ははっきり言った。“虞（おそれ）がある”という言葉にこだわって断定しているわけではないから私達もそれは断定できない。違反なら違反とはっきり言った方が良い。日本下水道事業団研修センターの専門家をはじめ多くの者が言っているにもかかわらず、なぜ言えないのか。言えない理由は、裁判の第一審で合法との判決を得たから今更反対のことは言えないということかもしれない。

しかし、この下水道問題を解決しようと思うなら、まず行政は“こういう点が間違っていた”とはっきり言うことが必要。その上で“これから先どうしたら良いか行政も迷い何十時間という時間をかけてもいい考え方が出てこない。だから、行政はどの様にしたら良いか住民の皆さんの知恵をお借りできませんか”となれば話し合いができるようになる。

最初の基本的な違法性を認めることを省き、何を説明されても解らないという者の方が多いと思う。

私はとにかく違法性を認めていただきたい。これだけ言っても、まだ屁理屈を付けて「違法だと思わない」と言っている。こんなことではこの問題は永遠に続く。私が生きている間は「とにかくおかしい」ということを言い続ける。

副村長 ありがとうございます。今言われた断定することが正しいかは解らないが、全て相対論で煙に巻くつもりはない。あくまでも“虞（おそれ）がある”ということは「違法でないこともあるし違法の可能性もある」ということと解釈し

ている。違法であると断定しているわけではない。

村民C 断定ができないのであれば、議会だよりの3ページに掲載の問答は載せるべきではない。そのくらいはっきりしない問題だと言いたい。それならルールを説明すべき。普通の人には理解できない。

副村長 “虞（おそれ）がある” という意味は先ほど述べたとおり。その意味どおりである。“違法であると断定しているわけではない” とこの場では申し上げます。

議員A 私は、今回の条例改正議案に賛成した。それは、今まで行政の説明で“法に抵触する虞（おそれ）があるという点について大きく感じている”ということは何回かの説明会で感じた。また、今回の産業経済委員会でも違法性があるという発言があり、それが根拠として改正することにしたと理解してきた。

また、12月議会定例会に改正案を上程したのは、4月1日の施行日までの間に、上位機関や専門家にも意見を聞きながら決めていくとの説明を受けた。私は、一つの事業に2つの制度が存在し、つまり同じ受益地の中に2つの制度が混在すること自体おかしいのではないかということも言ってきた。今回の条例改正については先ほども述べたが、行政としてそこに問題点がある。この点は、受益者負担金事務改善報告書にも記載されている。だから改正するんだと理解していた。

しかし、今日の説明では2つの制度が混在するとは書いてはあるが、“住民に解りにくい”、“説明しても理解いただけない”、だから改正するとの説明内容である。これでは、条例改正を進めようとした意味と乖離していると私は思う。その点をきちんと住民に説明すべきである。“虞（おそれ）がある”ということについて、“違法である違法でない”については司法の判断にはなるが、“虞がある”という点を行政としても“何らかの問題点があり是正しなければいけない”という意識があり条例改正したのではないか。この点をきちんと説明していただきたいと思う。

村長 只今の質問については、再三議会全員協議会、下水道特別委員会においても説明してきているが、先ほど私が説明したとおり、2つの制度があるということは、村民に対しても解りにくい。その様なことから条例を改正し受益者負担金のみにするという説明をした。そして、日本下水道事業団研修センターの専門家に意見を求めた結果“虞（おそれ）がある”という意見があり、その様な意見も含めて改正をするということを再三説明してきたつもりである。その点については議員の皆さんも把握されていることと思っている。

議員A 2つの制度を1つにするというのは形式論の話であり、条例改正の根拠は何かということ。議会へは「日本下水道事業団研修センターの専門家から“虞（おそれ）がある”との意見を大きく鑑みて改正する」あるいは「受益者負担金事

務改善報告書に問題があると記載されているから改正する」と説明された。更に「一つの制度の中に2つの根拠法が混在するということが自体おかしい」ということから改正するとの説明であったと思っている。「解りにくいから改正する」という話ではないと思う。

説明会の資料を頂き説明を聞いたうえで、いくつか質問をさせていただく。

11条の賦課替地には、すでに徴収済みの土地も存在している。徴収済みの土地はどの様にされる予定であるかお聞きしたい。

上下水道課長 11条賦課替地とは、受益者負担金を3年以上一部未納、または、全額を未納となっている土地を加入分担金の賦課に切り替えた土地のことであるが、1回受益者負担金を賦課している限り2度目の賦課はできない。別な制度を制定するという事について日本下水道事業団研修センターの専門家から「できないことを無理に行えば、また同じ過ちを犯す」と言われている。その様なことから、11条賦課替地とした土地については排水区域内のままとする。私が議会で「徴収できる受益者負担金があれば可能な限り徴収したい」と発言したが、実務担当者からは、「既にすべて時効が成立しているので徴収できる金はない」と訂正されている。11条賦課替地とした受益者負担金を一旦賦課した土地については、今後いかなる負担金・分担金も徴収することはできない。

この点については、上下水道課長として、改めて本日まで出席の皆さんに、また村民の皆さんにその様な状態になったことについて、お詫びしなければならないと思っている。この様な状況になり大変申し訳ございませんでした。

議員A 私の質問の意図が伝わっていない。11条賦課替地の内、既に徴収済みの加入分担金をどうするかお聞きしている。

上下水道課長 徴収した加入分担金については上下水道課でも非常に迷い、課長会議の議題とした経過もある。加入分担金徴収というルールに基づいて徴収しているので、納付された加入分担金を返金するという考えは現在はない。

議員A 制度に問題があるから今回条例を改正する。問題点があると認識しているから、その点を糺すために条例を改正するのではないのか。

上下水道課長 確かに、日本下水道事業団研修センターの専門家から「加入分担金制度は法に抵触する“虞（おそれ）がある”」という意見をいただいている。しかし、私としては、排水区域内に2つの制度があり、土地所有者にもなかなか理解いただけない制度があったことで混乱をきたした状況があった。そういったことを解消するという事を第一に考えて今回条例の改正をさせていただいた。

副村長 補足だが、加入分担金徴収規則は“公定力”があるので既に徴収した分については返金しない。廃止後については債権とすることができない。難しい問題ではあるが、納付された分担金については「返金いたしません」と判断した。

議員A “制度を糺す”ということで条例を改正するのであれば無効だと思う。制度が無効の場合公定力は無いはずだ。私の解釈では無いと思う。また違法な状態が続いている状態では公定力の効果には限界があると解釈している。

加入分担金制度を糺すため条例改正を行なうという目的があったので賛成した。もう二度と“自分達に都合の良いように法律・条例を解釈して事務執行するということは避ける”ということを下水道問題で議会と行政は強く学んだのではないだろうか。この5年間、議会も一生懸命考えてきた。自分達に都合の良いように解釈してまたグレーな部分を作っていく。加入分担金制度を糺すため今回の条例改正に踏み切ったのに、またグレーな部分を作っていくことになるのではないか。その点についてお伺いしたい。

副村長 条例規則の改廃については、今後の下水道事業のために行ない、施行が4月1日である。また、納付された加入分担金については、“返金しない”というのは、また先ほどの話の“虞（おそれ）がある”という言葉に掛かってくるが、“虞”の意味からしても公定力があるということで、返金しないということである。

議員A もう一点“6条ただし書”についてお伺いしたい。6条ただし書に該当する土地も加入分担金制度の対象としてきた。今まで2つの制度を混在させたことが間違いであり糺さなければならないということで条例改正に踏み切ったとすれば、6条ただし書についても、本来すべき受益者負担金を賦課する事務を怠った結果がそこにあると思う。加入分担金の対象から外した時に本来ならば受益者負担金を賦課しなければならない行為を行ってこなかったということだと思う。私はその様に解釈している。ならば、今回排水区域の見直しを行ない排水区域から外した土地には区域外流入分担金を賦課していくことになるが、本来行なうべき受益者負担金の賦課を怠った結果の土地に対しては、賦課することはできないのではないか。この点についてお伺いしたい。

上下水道課長 決して“賦課替え”をした行為が事務を怠ったことにはならないと私は思っている。加入分担金は、下水道に接続申請するまで賦課が行われない。受益者負担金に替え加入分担金を賦課するとした土地は、加入分担金の賦課候補地である。また受益者負担金に替え加入分担金を賦課するということは賦課を替えることから受益者負担金を賦課していない。それを“事務を怠った”ということにはならないと私は解釈している。該当地を区域外とした場合でも、区域外流入分担金は賦課できるものと考えている。

議員A 下川村長は「任期半ばまでにこの問題を解決したい」と話されていた。担当課の体制も解決に向け邁進してきたと思う。しかし、今現在担当課の職員が増員されたようには見えない。下水道事業に携わった、退職した職員の思い、加入分担金制度を導入しなければならなかった職員の思いをきちんと受け止め、担当課の職員体制を十分充実させるという決意が下川村長には見えないと思う。今後の事務も増加することになるので職員を増員するぐらいのことをしていくべきだと思うが、その点について村長のお考えを伺いたい。

下川村長 この問題解決のために増員もしていないというご意見であるが、この問題については“私の就任期間中に解決したい”ということで進めてきた。下水道事業が円滑に進むためにはどうしてもこの条例改正が必要であることから上程した。下水道課の担当職員が苦勞してきたことは十分理解している。人員については行政全体の職員定数等もある。

なお、下水道課には工事部門もあり上下水道課全体とすれば増員している。この問題に携わる職員の増員については問題はあるかと思うが、白馬村としても全力を挙げて取り組んできたということでご理解いただきたい。

議員A 昨年の秋から条例改正について何回か説明会を重ね、行政からの説明を聞いてきた。その中で行政からは“無効”という言葉、あるいは“取消し”という言葉が考え方の一つとして示された。それは“条例改正後の処理をどうするか”、“その考え方の基本は何か”という部分で出てきた言葉の一つだと思う。

また、12月定例議会で改正条例が可決され、施行日の4月1日まで時間があるので検討を重ねてより良い方向にしていく旨の説明もあった。これは私の一つの投げかけとさせていただく。ぜひグレーな部分を2度と作らないようお願いしたい。ありがとうございました。以上です。

村民B 加入分担金を返金する考えは無いということだが、私も加入分担金徴収規則は違法だと思っている。なぜ違法か、裁判で争われているのは条例で定めるべきことを条例で定めていないという点。この加入分担金徴収規則は、規則の冒頭で都市計画法第75条と地方自治法第228条を根拠法にしている。しかし受益者負担に関する条例は都市計画法第75条のみである。規則は根拠法を2つの法としていることこそ違法行為である。以上のことから加入分担金は違法だと思っている。平成13年に制度を制定したが、法に抵触する虞（おそれ）があることを認識しながら制定した。

今回の改正は業務の簡便化を図るのではなく、間違った制度を制定したという反省の上で、村民に条例改正の意味を説明しなければ納得されないと思う。26日もウイング21で説明会を開催されるが、村民は納得しないと思う。“業務の簡便化”、“2つの法の両建て”、“ややこしい”ということで一本化するというだけの説明では納得できないだろうと思う。これは意見です。

村民A 最後に村長、村会議員の皆さんにお願いします。この条例改正の施行を4月1日ではなくもう1年ないし2年先送りにしてもらいたい。ぜひ3月定例会で先送りしてもらいたい。

村長 意見としてお伺いしておく。

議員B 昨年の12月議会において住民に対して十分な説明を行なう旨、一般質問で答えていた。今日と26日の2回住民説明会が開催されるが、3月議会を控えた切羽詰まったこの時期での開催について住民の皆さんへ十分説明するという点について、如何に考えているかお聞きしたい。

上下水道課長 住民の皆様へ説明するにあたり、口頭ではいけないと考え資料を作成したが、その完成が遅くれたという私の責任もある。また、日程調整の中で国民体育大会の開催もあり、日程調整の結果2月のこの時期になった。日程の設定については全て私に責任がある。大変申し訳ございません。大変すみませんでした。

議員B 後になれば、何とでも言葉では言える。この問題は非常に村民の関心が高い問題である。しかし、先ほど他の者から参加者が少ないことも含めて、“本当にこの問題を村民に解ってもらいたい、行政の意気込みを伝えたい”ということが希薄だと思う。日程設定、住民に対する宣伝方法が手薄になっているように感じる。

もう一つ質問するが、住民説明会用の資料についてだが、議員はこれまで何回も行政と討論を重ねて条例等も見ながら説明を受けてきた。説明を受けた議員は内容を理解できるが、村民の皆さんは、“受益者負担に関する条例がどのような内容なのか”、“今回どこを改正するのか”ということさえも解らない者の方が多いと思う。この説明書だけでは、加入分担金を規定する箇所を改正したとなっているが、加入分担金を規定した条例の内容、受益者負担金の条例の内容について説明資料には記載もない。これでは、“なるべく詳細なことを伝えず後は日にちが経てば何とかこれで”というところが見え隠れする。26日の説明会の時には、今回よりも十分な資料を村民に示し、詳細で丁寧な説明をしていただきたいと思う。説明資料の修正を行なう可能性はあるか。

上下水道課長 説明会を2回開催する上で、説明会資料を修正するという事は、今回の資料内容と2回目の資料内容が変わってしまうので、2回目もこの資料で説明したいと考えている。確かに条例の改正部分については私も“漏れてしまったな”と感じている。その点については口頭による説明とした。条文の改正前後を掲載した方がより解りやすかったかもしれない。その点は反省する。

議員B 住民説明会を開催し様々な意見が出たならば、その内容を次回の説明会に活かすというのが本来の説明会の有り方だと思う。今回は不公平感に対するたく

さんの発言があった。“不公平感”については、納付された加入分担金は返金しない。条例第11条については徴収できなくその金額は7,000万あるという、はっきり言えば新たな不公平感が生まれている。受益者負担金を納付した者と未納者という不公平感もちろんある。加入分担金規則を廃止することにより発生する弱点も行政はきちんと説明して、村民の皆さんに理解してもらうという姿勢を次回の26日の住民説明会では示していただきたい。1回目と同じ内容の説明をしなければならぬではなく、説明会は会を重ねる度に内容が濃くなっていくことが当たり前だと思う。説明会を重ねるたびに資料の追加、説明会で出された意見を前もって説明する等の対応が必要。同じ説明をしても同じ内容しか解らないし解ってもらえない状況になると思う。以上の点を考慮していただきたいという要望です。

村民C 課長にお願いしたい。議員B氏の要望を活かすためにも実行して欲しいことの一つは、この様な説明会を開催しても参加しなかった者には、ほとんど伝えられていないことがしばしば起きている。ここで約束していただきたいが、本日は録音していないが、書記の記載を基に説明会の内容をかなり詳しく行政のホームページと広報はくばに掲載して欲しい。ただ情報だけ載せても意味がない。それを約束していただきたい。よろしいでしょうか。

上下水道課長 詳細な内容との要望である。ユーテレ白馬の取材も入っているが、質疑の内容については、まとめた形でできるよう努力をする。

村民C できるだけ努力をお願いします。

上下水道課長 ただ、一言一句までは無理があると思うので可能な限りやらせていただく。

村民C もう一度繰り返してくどくなるが、記録が無ければ最終的に何も残らない。個人でホームページを持っている者は個人の力で公開することになるが、公的な発言であったものを掲載しても行政がまとめたものではない。行政として（今後の記録として）一般の者にも解るように残していくということを、今回をきっかけにやっていただきたい。上下水道課長だけでなく村長にもお願いします。

閉会（副村長）

本日は大変たくさんのご意見をいただきありがとうございました。今回出された要望事項については、特に広報関係についてはできる限り対応していきたいと思う。他のご意見についても課内、庁内で検討させていただく。

本日はありがとうございました。以上で本日の説明会を終了させていただきます。